

令和四年度一般会計補正予算（第2号）及び令和四年度特別会計補正予算（特第2号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

令和4年11月29日

立憲民主党・無所属

日本維新の会

第一 令和4年度第2次補正予算の編成替えを求める理由

令和4年度第2次補正予算においては、長期化する新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など、国民生活を取り巻く厳しい経済状況を踏まえ、特に若者や子育て世代に対し、より具体的で効果的な対策を講じる必要があるが、政府案における対策は全く不十分である。

こうした認識の下、我々は、若者・子育て世代への支援を抜本的に拡充するため、令和4年度第2次補正予算の編成替えを提案する。

第二 編成替えの概要

1. 歳出の増

(1) 出産費用の実質無償化

安心して妊娠・出産できる環境を整えるため、出産費用の実質無償化を図る。

(2) 養育費の立替払い制度の導入

養育費の不払いの実態に応じ、養育費の立替払い制度を導入する。

(3) 児童手当の特例給付に係る所得制限の実質的撤廃

児童手当の特例給付に係る所得制限によって特例給付を受けられない世帯に対して、相当額を給付する。

(4) 公立義務教育段階における給食の無償化

家計の経済的負担の軽減を図るため、公立の義務教育段階の子どもの給食費を無償化する。

(5) 奨学金の支払い猶予・利子減免と制度拡充

奨学金の返済について、当面支払いを猶予し、有利子奨学金については利子を減免する。

また、修学に必要な最低限度の生活費も確保できるよう、給付型奨学金や授業料減免の制度を拡充する。

2. 歳出の減

財政民主主義の趣旨に反して過大に積み上げられた「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」や「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」、本来当初予算で措置すべきものなど「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」（財政法第 29 条第 1 項）の要件を満たさない支出の削減を図る。

3. 歳入の増

歳出の減によってもなお不足する財源については、特例公債の追加発行により手当とする。

以上